

---

# 全国被害者支援ネットワークとその加盟団体の 概要と要望事項

---

平成22年12月8日



## 1. はじめに

### (1) 民間団体による犯罪被害者支援の意義と、国による財政支援の必要性について

私たちは、平成3年10月3日に東京で開催された「犯罪被害給付制度10周年記念シンポジウム」における一遺族の声に応じて活動を始めました。犯罪の被害に加えて、欧米諸国では当然受けられるような支援もなしに放置されるという、二重の不幸を重ねている日本の被害者の苦しみを、少しでも軽減したいと考えて始めた活動です。

私たちがこれまで被害者支援の活動を全国的に展開してこられたのは、警察庁による支援に加え、日本財団をはじめとする民間基金等の財政的支援をいただけたからです。しかし、民間基金側には「被害者支援は本来国の責任ですべきこと」という思いがあり、日本財団による財政的支援も平成24年度で終了と言われております

民間団体による被害者支援の展開は、今日では多くの国が重視する社会施策の一つとされ、その活動の重要性に鑑み、相当額の国費が投じられているのが通例です。しかし、我が国では国費による支援は困難とされ、私たちは「全国犯罪被害者支援基金」(仮称)の創設を目指して募金活動を開始しましたが、はかばかしい成果もなく、全国被害者支援ネットワークは今、財政破綻の危機に直面しているのです。民間ボランティア団体が育ちづらいアジアでは、韓国や台湾など、国が被害者支援のための公益法人を作って成果を上げている国もあります。アジアの民主主義国のモデルとされてきた、我が国の民間被害者支援団体をご支援いただきたい。

## (2) 預保納付金の使途についての全国被害者支援ネットワークの基本的な考え方

諸外国は、直接国費を投じたり、罰金や受刑者の作業報奨金等を原資とする基金を設立するなどして、被害者支援活動を手厚く支援しているが、我が国はそのような体制になく、今、民間支援団体は財政上の危機に瀕しております。

議員立法である「振り込め詐欺救済法」第20条に、余剰金の使途について「犯罪被害者支援」という文言が入れられたのは、犯罪被害に関わるこの余剰金を単に国庫に戻すのではなく、せめて、遅れている我が国の被害者支援の充実に生かしたいという意図によるものです。

余剰金の使途の決定に、立法者のこの意図を十分反映させてくださるようお願いいたします。

私たちは全都道府県において犯罪被害者を広く支援しております。振り込め詐欺被害者は孤立して相談相手もないことが多く、支援センターに電話相談される方も少なくありません。各支援センターには医師や弁護士も協力し、ニーズに応じた多様な支援を提供することもできます。

このような点からも、全国被害者支援ネットワークが振り込め詐欺余剰金を交付するにふさわしい団体であることを、ご理解いただきたい。

このプロジェクトチームは、私たちが今後もこの国で民間団体として犯罪被害者支援を継続・発展させて行くために、残された唯一の灯りです。この灯が消されるのであれば、我が国も他のアジア諸国の後を追いついて、国による公益法人を設立できるよう、私たちは自らの解散をも考えなければならないとも考えております。私たちに、どうか、希望の灯を残していただきたい。

## 2. 全国被害者支援ネットワーク、及び加盟団体の状況

全国被害者支援ネットワーク（以下、「全国ネットワーク」という）加盟の民間被害者支援団体（以下、「各センター」という）は、現在47都道府県に48組織され（うち、北海道2）、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように、警察・行政などの関係機関・団体と連携しながら、電話・面接相談、直接支援、犯給金の申請補助など犯罪被害者等のニーズに応じた支援活動と広報啓発活動を行っている。

平成21年中、各センターが取扱った相談件数は、18,649、直接支援件数は、4,709である。

※ 財産的被害の相談件数は、全相談件数の約8%である。

※ 直接支援の内訳は、次のとおり。

警察関連支援	123	物品の供与・貸与	48
裁判関連支援	1,439	生活支援	121
検察庁関連支援	347	宿泊施設提供	8
行政窓口等付添い	161	その他	1,710
病院付添い	245	自助グループ開催	196
自宅訪問	311		
合計			4,709

全国被害者支援ネットワーク（平18・9・7NPO法人認証）

各センターの傘団体で、①犯罪被害者支援に関する広報・啓発②各センターの支援スタッフの研修③各センターの早期援助団体の指定の促進と連携④被害者・遺族の自助グループ支援と連携等の事業を行うとともに、スタッフ研修等を通して、各センターの事業水準の向上に寄与している。また、平成15年より10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め各種キャンペーンを、平成21年より「被害者緊急支援金」事業を行っている。

---

なお、各センターでは、支援員に対する研修に振り込め詐欺やヤミ金融に関する問題を取り上げ、相談も受理しており、要請があれば返金申請のサポートをしている。

※ 山形県の新庄警察署は、平成 22 年 2 月 25 日、振り込め詐欺防止を訴える寸劇を披露したが、(社)やまがた被害者支援センターでは、これに支援員を派遣して協力した。

今後、全国ネットワークでは、各センターに対し、金融機関や都道府県警察と連携して振り込め詐欺の予防や返金率の向上に関するキャンペーン等に積極的に取り組むよう要請する。

### 3. 犯罪被害者等早期援助団体

---

早期援助団体は、支援法（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）に基づき、被害直後から犯罪被害者及びその家族・遺族に対し、援助を適正・確実に行うことができるとして、都道府県公安委員会から指定され、犯罪被害者支援に取り組む民間団体の中核的存在として位置付けられている。

※犯罪被害等を受けた直後の被害者は、混乱やショック状態にあって、自ら必要性を判断して援助を要請することが困難な場合があることから、早期援助団体から被害者に対して能動的にアプローチして援助を行うことができるよう、警察本部長等は、早期援助団体に対し、被害者の同意を得て、その氏名・住所その他犯罪被害の概要に関する情報を提供することができるとされている。

#### 全国ネットワークの加盟団体

全国ネットワーク傘下の団体は、早期援助団体の指定を受け、または指定を目指すことが加盟条件となっており、現在、33団体が指定を受け、15団体が指定を目指している。

以上合計48団体      都府県各1・北海道2  
うち公益社団法人12、特例社団法人21、NPO法人14、任意団体1  
(数字は、いずれも平22・12・8現在)

早期援助団体については、国家公安委員会規則及び都道府県公安委員会の審査基準で、厳しい指定基準が定められており、そのうち物的設備と人的資源に関する基準をクリアしこれを維持するためには、相応の財政基盤が必要である。  
※基準をクリアすることによって、被害者等の支援をより有効なものとし、また関係機関・団体からの信頼にも結びつく。

<主な審査基準>

① 事業・情報管理を含む諸規程の整備

② 物的設備

ア 所在地は、気軽に相談等を行える場所であること

イ 面接室は、援助要請の見込み件数に応じた数の部屋、他人の目に晒されない場所、プライバシーが確保される構造、落ち着いて援助が受けられるスペース・内装・備品に配慮された部屋であること

ウ 電話相談室は、部外者に相談内容等が聞こえない構造となっていること

エ 自助グループの支援や研修など、多目的なスペースが確保されていること

※これらの物的設備を整備維持するためには、家賃その他にかなりの資金が必要である。

③ 人的資源

犯罪被害相談員、犯給金申請補助員、直接支援員及び援助事業に従事する職員(犯罪被害相談員の職務の補助、広報啓発、会計事務等に従事する職員を含む)が、事業を行うために必要な数以上選任されていること

※このうち、犯罪被害相談員の要件は原則として「犯罪被害等に関する相談に応ずる業務に1日4時間週3日程度で3年以上従事した者」であり、事務所に常時1人以上待機しておく必要があるとされている。この犯罪被害相談員を筆頭に優秀な支援員を確保定着させるためには、有償ボランティアとして処遇し相当額の謝金を支払う必要がある。

## 4. 各センターの財政状況

---

各センターを便宜上次のとおり区分する。

A団体(21):平成21年3月31日までに早期援助団体の指定を受けた団体(ただし、財政規模の大きい都民・埼玉を除く)

A'団体(2):上記都民・埼玉

B団体(10):平成21年4月1日以降に早期援助団体の指定を受けた団体

C団体(14):早期援助団体の指定を目指す団体(ただし、平成22年度に加盟した北北海道を除く)

- 1 私達には、被害者が全国どこで被害に遭われても、同じレベルの支援をすべき責務がある。  
しかし、各センターが、せめてA団体と同程度の支援活動をするためには、A団体の平成21年度の平均当期支出1,784万円程度が必要であるし、C団体には、早期援助団体の指定を受けるための基盤整備費が別途必要である。
- 2 また、A団体とて、職員や支援員の非常に低額の給与や謝金等でかろうじて活動を維持している。  
のみならず、A団体が、現状と同程度の活動を維持するだけでは、被害者のニーズに対応した支援ができない。直接支援は質量ともにいまだ不十分であるし、コーディネーターの育成や土日祝日相談・夜間相談等の課題も克服しなければならない。
- 3 ところが、会員の獲得は横バイ状態であるうえ、日本財団の直接的支援活動に対する助成金制度の終了や、国庫補助金の趣旨が都道府県予算に十分反映されていないなどの実情があるため、このままでは、上記1・2の課題を克服できないばかりか、各センターの活動が先細りになってしまう危険さもある。
- 4 ちなみに、諸外国では、民間の被害者支援団体に対し、国費により必要な補助が行われている。  
例えば、イギリスでは、VSに対し年間64億円(年間予算の約96%)の補助が行われている。

① 各団体の平成21年度の収支の概要は、次のとおりである。

単位：万円、( )内は%

			A団体平均	A'団体平均	B団体平均	C団体平均	ABC平均
当期 収入	自主財源	会費	509 (30)	4,171 (61)	409 (27)	217 (20)	396 (27)
		寄付金等	334 (20)	174 (3)	197 (13)	281 (26)	287 (20)
	民間資金	日本財団助成金	242 (14)	524 (8)	343 (23)	109 (10)	223 (15)
		その他	79 (5)	1,143 (17)	97 (6)	116 (11)	95 (7)
	公的資金	都道府県補助金(注)	361 (22)	802 (12)	313 (21)	250 (23)	316 (22)
		市町村助成金	150 (9)	0 (0)	161 (11)	96 (9)	136 (9)
	合計		1,675 (100)	6,813 (100)	1,519 (100)	1,070 (100)	1,452 (100)
当期 支出	事業費		1,321 (74)	5,547 (76)	1,073 (73)	643 (67)	1,055 (72)
	管理費		463 (26)	1,716 (24)	395 (27)	320 (33)	403 (28)
	合計		1,784 (100)	7,263 (100)	1,468 (100)	963 (100)	1,458 (100)
当期収支差額			△109	△450	51	107	△6

注 費目は、委託料、補助金、知事部局経費等

② 各センターの会員数の推移

次のとおり、各センターの努力にも拘わらず、横ばいの状態である。

A団体平均		年会費	期首会員数	期末会員数	増減
正会員	個人	3,952	61	58	-3
	団体	9,769	21	21	0
賛助会員	個人	2,810	694	620	-74
	団体	12,000	251	234	-16

A'団体平均		年会費	期首会員数	期末会員数	増減
正会員	個人	4,000	37	51	14
	団体	20,000	52	42	-10
賛助会員	個人	6,500	5,922	6,125	203
	団体	20,000	1,283	1,192	-91

B団体平均		年会費	期首会員数	期末会員数	増減
正会員	個人	5,000	297	70	-227
	団体	6,429	11	12	1
賛助会員	個人	2,400	430	497	67
	団体	8,800	165	159	-6

C団体平均		年会費	期首会員数	期末会員数	増減
正会員	個人	3,944	25	117	92
	団体	17,500	19	18	0
賛助会員	個人	2,429	256	380	124
	団体	11,429	73	71	-2

全団体平均		年会費	期首会員数	期末会員数	増減
正会員	個人	3,935	80	81	1
	団体	11,733	20	19	-1
賛助会員	個人	2,766	730	757	26
	団体	11,478	222	210	-12

③ 日本財団助成金の終了

日本財団の「直接的支援活動に対する助成金」制度は、助成期間が3年に限定されているため助成を受け終わったセンターもかなりあるばかりか、制度そのものが平成24年度で終了する。

④ 民間被害者支援団体に対する国庫補助金と都道府県における予算措置

平成21年度における、国庫補助金(民間被害者支援団体に対する相談業務等の委託に要する経費)は2億0,200万円。他方、都道府県において、委託料・補助金等として予算措置がなされた金額は、約1億5,775万円である。

⑤ 職員の月額給与の平均

次のとおり、全体的に非常に低額である。

単位:円

	専務(常)	専務(非)	事務局長(常)	事務局長(非)	事務局員(常)	事務局員(非)	支援局長(常)	相談員(常)
合計額	2,111,838	319,000	4,656,571	479,000	4,067,847	911,750	601,300	1,797,101
人数	12	5	29	6	31	14	4	11
一人当たり平均	175,986	63,800	160,571	79,833	131,220	65,125	150,325	163,372

⑥ 支援員に対する謝金・役務費・日当の支払基準

優秀な支援員を養成・定着させるためには、相当額の謝金等を支払う必要があるが、次表のとおり、無給のセンターもかなりあるし(AB団体でも)、有償でも最低賃金(全国平均で時給730円)以下か、ほぼ同額のセンターが大半である。なお、交通費は実費支給が多い。

	電話・面接相談	直接支援
A団体	1日(6時間): 4000円(宮城)、3000円(北海道)、 2000円(千葉)、1000円(福島) 3時間 : 1000円(山形) 3時間以上のみ: 500円(秋田) 時給: 700円(群馬)、600円(宮崎)、犯罪 被害相談員のみ500円(沖縄) 無給: (神奈川、静岡、長崎)	1回: 5000円(宮城、愛知)、2000円(北海道)、150 0円(広島)、県内1000円県外2000円(大分)、 1000円(秋田) 時給: 800円(山形)、700円(群馬)、600円(宮崎)、 犯罪被害相談員のみ500円(沖縄) 無給: (神奈川、静岡)
A'団体		1回: 3000円(埼玉)
B団体	1回: 1000円(岩手) 3時間: 1500円(岐阜) 無給: (青森、滋賀、奈良)	1回: 4時間以内2000円4時間以上4000円(兵庫)、 1000円(岩手) 3時間: 1500円(岐阜) 時給: 1000円(栃木) 無給: (青森、滋賀)
C団体	1日: 1000円(新潟) 1回: 1000円(長野)、500円(高知) 時給: 500円(岡山、島根)、300円(山口) 無給: (山梨、和歌山、愛媛)	1回: 2000円(新潟)、2200円(長野)、2000円(島 根)、500円(高知) 時給: 500円(岡山)、300円(山口) 無給: (山梨、愛媛)

## 5. 全国ネットワークの財政状況

日本財団の基盤整備費2500万円が当期収入の40数%を占めているところ、これが平成24年度で終了するため、このままでは、組織としての存続そのものが困難となる。加えて、職員の増員を含め事務局制を強化する必要がある。

		平成20年度		平成21年度		
当期 収入	会費	480	(8)	517	(10)	
	寄付金・負担金・雑収入	517	(9)	447	(8)	
	(小計)	(997)		(964)		
	補助金	日本財団基盤費	2,500	(42)	2,500	(46)
		同 助成費	1,569	(27)	1,080	(20)
		その他	850	(14)	850	(16)
		(小計)	(4,919)		(4,430)	
当期収入合計		5,916	(100)	5,394	(100)	
当期 支出	事業費	人件費	1,418		1,762	
		協力共助の事業	138		925	
		情報交換の事業	117		123	
		教育訓練の事業	925		792	
		調査研究の事業	3		1	
		広報啓発の事業	1060		726	
		(小計)	(3,661)	(78)	(4,329)	(65)
	管理費	人件費	198		203	
		その他	861		2,123	
		(小計)	(1,059)	(22)	(2,326)	(35)
当期支出合計		4,720	(100)	6,655	(100)	
当期支出差額		1,196		△1,261		

単位:万円。( )内は%

## 6. 今後の課題と預保納付金の具体的使途に関する要望事項

各センター、及び全国ネットワークの財政基盤を確保するための課題は、次のとおりである。

- ① 賛助会員・寄付金や各種民間団体からの助成の拡大
- ② 市町村からの助成金の拡大
- ③ 都道府県補助金の増額
- ④ 「全国犯罪被害者支援基金」(仮称)(被害者及び支援団体のための寄付金等を活用した基金)の創設

私達は、自助、共助、公助のバランスのとれた社会をめざす観点から、今後も、上記①の自助努力と②・③のお願いを懸命に続ける決意であるが、上記④の基金創設を切望するものである。

そこで、「全国犯罪被害者支援基金」(仮称)が創設されるまでの間、各センターに対し年額800万円、全国ネットワークに対し年額3500万円(48団体で3億8400万円、全部で4億1900万円)を助成して頂きますよう要望いたします。ただし、各センターや全国ネットワークに対し、一定額を一律無条件に助成するのではなく、毎年申請・審査を経たうえで助成金を交付し、事業実施後は監査及び事業評価を行う方式を採用すべきである。

## 犯罪の被害に遭われた方や、そのご家族のために

犯罪にあつと、被害者や家族の心身には、自分も周囲も予想もつかないほどの負担がかかり、仕事や学校に行けなくなるだけでなく、食事や買い物などの日常生活を送ることも困難になってしまうことがよくあります。

私たち全国被害者支援ネットワークは、殺人や強盗、放火、傷害、暴行、性犯罪、危険運転による交通被害など、身体に重大な被害を受けられた方や、そのご家族の方々を支えています。ご本人やご家族からのご相談を受けて、ひとりひとりにもっとも合った支援を提供しています。

## 犯罪被害者の権利と支援は法律で定められています

犯罪被害者等基本法（平成16年施行・法律第161号）の第三条では、犯罪被害者支援の基本理念について、次のように定めています。

- すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

また、同法の第七条では、

「国、地方公共団体、日本司法支援センターその他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」

と、民間団体との連携が強調されています。

民間団体のうち、全国被害者支援ネットワークとの連携については、基本法を推進するための基本計画の中で規定されています。

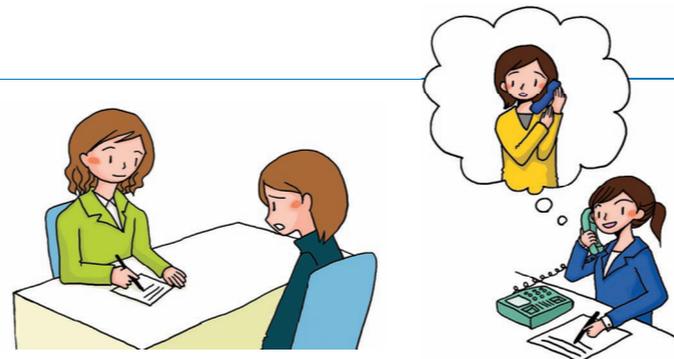
このように、わが国では、あらゆる公的機関や民間団体が、互いに連携しながら、犯罪被害者の支援をすすめています。

## 加盟団体では、犯罪被害で悩んでいる方や、そのご家族のために、多様な被害者支援サービスを提供しています

すべての団体で電話相談を行っているほか、面接相談や、病院・裁判所への付き添いなどの直接支援も、ほとんどの団体でおこなっています。

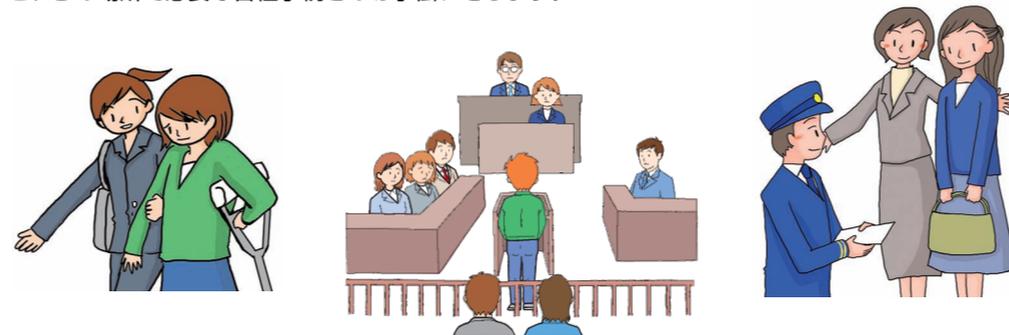
### 電話相談・面接相談

専門的な訓練を積んだ支援者のご相談を受けます。



### 病院・警察・裁判所などへのつきそい

必要に応じて、病院、警察、検察庁、法廷に付き添います。これらの場所で必要な各種手続きのお手伝いをします。



### 自助グループへの援助

同じような被害にあわれた被害者や家族・遺族の方に交流場所を提供したり、運営のお手伝いをしています。



全国被害者支援ネットワークの加盟団体では、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、弁護士など、さまざまな専門家をはじめとして、被害者の多様なニーズに応える体制作りを行っています。活動資金は個人、団体からの寄附や助成金、地方自治体の補助金などにより賄っており、被害者やその家族に対して無償で支援を提供しています。

秘密  
厳守

無料

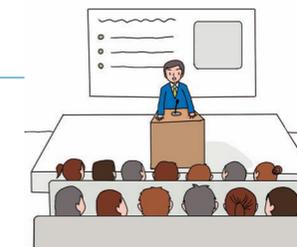
### 支援者の養成及び研修

相談員・支援員ボランティアの要請を目的として、基礎研修・実地研修を行うほか、継続的に専門講師の指導を受けて、相談や支援の質の向上を図っています。警察や地方自治体の支援担当者を対象とした研修を開催しているほか、全国48センターで使用する支援マニュアルを発行して、被害者がいつでも・どこでも等しい支援が受けられることを目指しています。

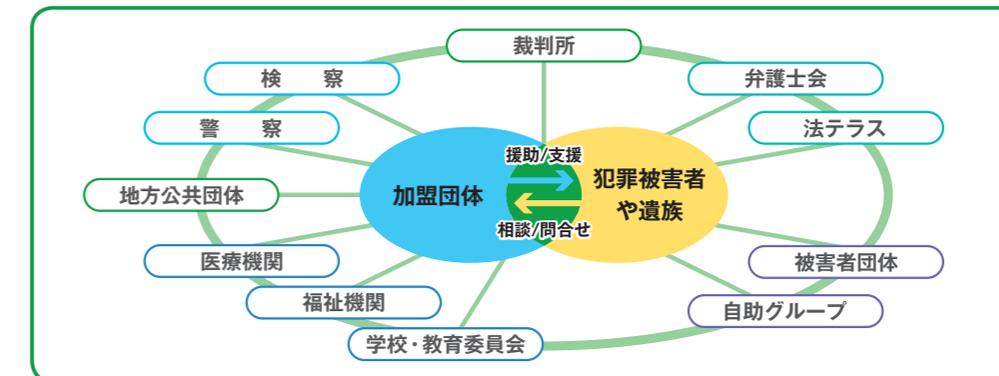


### 被害者支援活動に関する広報啓発活動

被害者の置かれた状況と、支援の必要性を社会に広く伝えるため、フォーラムや街頭募金などの広報・啓発活動を実施しています。



各加盟団体は合同研修などで相互に交流を図り、被害者支援活動の内容の充実をめざしています。また、警察などの公的機関や、病院などの民間機関と連絡調整をはかって、被害に遭われた方やご家族をサポートします。



## 全国被害者支援ネットワークの事業内容 .....

### ◆被害者支援に関する社会への広報・啓発と教育

毎年秋に全国犯罪被害者支援フォーラムを開催するほか、犯罪被害者や遺族の手記集を発行したり、街頭募金活動を展開しています。

### ◆全国各地における民間被害者支援団体の連携

全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体は、全国47都道府県48箇所にあります。  
遠隔地での支援を要する場合などには、支援団体間で連携をとりながら被害者の方への付き添いや情報提供などを行っています。

### ◆民間支援団体の支援スタッフの教育と研修

いつでも・どこでも・全国等しい支援を被害者の方が受けられるよう、内閣府と共に作成した研修プログラムに基づいた研修を行っています。

### ◆被害者の権利擁護のための諸施策の実現や法整備を促す活動

犯罪被害者等基本法の制定や、その実施を促す基本計画の策定や見直しに、全国被害者支援ネットワークや加盟団体の役職員が関わっています。  
関係する各機関にも、施策の実現や改善について働きかけています。

### ◆被害者・遺族の自助グループへの支援と連携

被害者や遺族が思いを語り合う場の運営スタッフを養成する研修を毎年開催しています。

私たちは、被害に遭われた方やご家族がかかわりをもつことになる様々な機関・団体との連携協力をはかり、全国48箇所の加盟団体がよりスムーズな支援を行うことができるよう、支えています。

## 全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧表

県名	団体名	相談電話
北海道	社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室	011-232-8740
北海道	社団法人北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター北・ほっかいどう被害者相談室	0166-24-1900
青森	社団法人あおもり被害者支援センター	017-721-0783
岩手	社団法人いわて被害者支援センター	019-621-3751
宮城	社団法人みやぎ被害者支援センター	022-301-7830
秋田	社団法人秋田被害者支援センター	0120-62-8010 018-832-8010
山形	社団法人やまがた被害者支援センター	023-642-7830
福島	社団法人ふくしま被害者支援センター	024-533-9600
茨城	社団法人いばらき被害者支援センター	029-232-2736
栃木	社団法人被害者支援センターとちぎ	028-643-3940
群馬	NPO法人被害者支援センターすてっぷぐんま	027-243-9991
埼玉	社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	048-834-8080
千葉	社団法人千葉犯罪被害者支援センター	043-302-5230
東京	公益社団法人被害者支援都民センター	03-5287-3336
神奈川	NPO法人神奈川被害者支援センター	045-328-3725
新潟	公益社団法人にいがた被害者支援センター	025-281-7870
石川	一般社団法人石川被害者サポートセンター	076-234-7830
福井	公益社団法人福井被害者支援センター	0120-783-892 0776-88-0800
富山	一般社団法人とやま被害者支援センター	076-413-7830
長野	NPO法人長野犯罪被害者支援センター	長野相談室 026-233-7830 中信地区相談室 0263-73-0783 飯田相談室 0265-53-0783
山梨	社団法人被害者支援センターやまなし	055-228-8622
岐阜	公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783 058-268-8700
静岡	NPO法人静岡犯罪被害者支援センター	054-209-5533
愛知	社団法人被害者サポートセンターあいち	052-232-7830
三重	公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830
滋賀	NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター	077-525-8103 077-521-8341
京都	社団法人京都犯罪被害者支援センター	0120-60-7830 (京都府全域)
大阪	NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンター	06-6774-6365
兵庫	NPO法人ひょうご被害者支援センター	078-367-7833
奈良	社団法人なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783
和歌山	公益社団法人紀の国被害者支援センター	073-427-1000
島根	一般社団法人島根被害者サポートセンター	0120-556-491
岡山	社団法人被害者サポートセンターおかやま(VSCO)	086-223-5562
広島	公益社団法人広島被害者支援センター	082-544-1110
山口	NPO法人被害者支援センターハートラインやまぐち	083-974-5115
鳥取	社団法人とっとり被害者支援センター	0857-30-0874
香川	NPO法人被害者支援センターかがわ	087-897-7799
愛媛	NPO法人被害者こころの支援センターえひめ	089-905-0150
高知	NPO法人こうち被害者支援センター	088-854-7867
徳島	徳島被害者支援センター	088-678-7830
福岡	NPO法人福岡犯罪被害者支援センター	092-477-3156 093-582-2796 (北九州窓口)
佐賀	NPO法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	0952-33-2110
長崎	NPO法人長崎被害者支援センター	095-820-4977
熊本	公益社団法人くまもと被害者支援センター	096-386-1033
大分	公益社団法人大分被害者支援センター	097-532-7711
宮崎	社団法人宮崎犯罪被害者支援センター	0985-38-7830
鹿児島	社団法人かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341
沖縄	公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830

このリーフレットは、財団法人社会安全研究財団の助成により作成しています。

2010-10

# あなたのそばに、 わたしたちがいます。



## 犯罪等の被害にあわれた方へ

電話相談や情報提供などを無料で行っています。



事務局 〒113-0033 東京都文京区本郷2-4-10 東京外国語大学本郷サテライト6F

TEL. 03-3811-8315 <http://www.nnvs.org>

